

岡山市中山間地域等直接支払制度交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて農用地を保全し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（岡山市）（令和2年8月26日策定。以下「促進計画」という。）に基づき中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(交付金対象事業)

第2条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は実施要領及び促進計画に基づき実施される農業生産活動等とする。

(交付金対象事業者)

第3条 交付金の交付の決定を受け、交付金事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は実施要領及び促進計画に基づき、集落協定又は個別協定を締結した農業者等のうち5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付金対象事業者としないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条1項各号に定める事由により交付金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(交付金額)

第4条 交付金の額は、別表に定める交付単価に対象となる農用地面積を乗じたものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税納付状況確認同意書（別記様式）とする。

(着手及び完了届の免除)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月21日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱は、平成31年度の交付金交付手続の終了をもって、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年度の交付金交付手続の終了をもって、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年度の交付金交付手続の終了をもって、その効力を失う。

別表（第4条関係）

1 傾斜農用地等の10a当たりの交付単価

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

ただし、集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、実施要領第6の2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権設定等として取り組むべき事項を実施しない場合の交付単価は、上表中の単価に0.8を乗じた額とするとともに、2 加算措置の(1)及び(3)から(5)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

2 加算措置

(1) 棚田地域振興活動加算の10a当たりの交付単価

地目	交付単価
田	10,000円
畑	10,000円

ただし、棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

(2) 超急傾斜農地保全管理加算の10a当たりの交付単価

地目	交付単価
田	6,000円
畑	6,000円

(3) 集落協定広域化加算の10a当たりの交付単価

地目	交付単価
田	3,000円
畑	3,000円
草地	3,000円
採草放牧地	3,000円

1 協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

(4) 集落機能強化加算の10a当たりの交付単価

地目	交付単価
田	3,000円
畑	3,000円
草地	3,000円
採草放牧地	3,000円

1 協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。

(5) 生産性向上加算の10a当たりの交付単価

地目	交付単価
田	3,000円
畑	3,000円
草地	3,000円
採草放牧地	3,000円

1 協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。

注) 同一農用地を対象として複数の加算交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、交付金の交付の上限単価は2 加算措置に掲げる表中の単価から1,000円を減じた額とする。